

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(職員厚生課)

鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(建築課)

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例(会計課)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

一 年金の年額の改定(年金条例第二十五条ノ二ノ二関係)

1 退職年金及び遺族年金については、恩給法の普通恩給及び扶助料の例によることとした。

2 通算退職年金及び通算遺族年金については、地方公務員等

共済組合法の通算退職年金及び通算遺族年金の例によることとした。

二 退職年金外所得による退職年金年額の一部停止(年金条例第二

二十三条ノ二関係)

退職年金外所得による退職年金年額の一部停止については、

恩給法の例によることとした。

三 遺族年金の年額に係る加算の特例(条例第三十七号附則第五

項関係)

寡婦加算及び遺族加算の年額については、法律第五十一号の

例によることとした。

四 長期在職者等の恩給年額についての特例(条例第二十九号第

二条関係)

退職年金及び遺族年金の最低保障額については、法律第二百

十一号の例によることとした。

五 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用することとした。

(註)

年金条例 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例
条例第三十七号 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関ス

ル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)

法律第五十一号 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)

条例第二十九号 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)

法律第二百一十一号 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 軽油引取税に関する事項(附則第二十五条関係)

平成五年十二月一日から平成十年三月三十一日までの間に行われる軽油の引取り等に係る税率を一キロリットルにつき三万二千円(現行二万四千三百円)に引き上げることとした。

二 自動車取得税に関する事項(附則第二十四条関係)

平成六年自動車排出ガス規制に適合する一定の自動車の取得(昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車等の取得に係る特例措置の適用があるものを除く。)に係る税率は、当該取得が平成六年十月一日から平成七年二月二十八日までの間に行われた場合に限り、現行税率から百分の〇・一を控除した率とすることとした。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、三は平成六年四月一日から施行することとした。
- 2 軽油引取税に関し、所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 次の県営住宅を設置することとした。

名 称	位 置
北園第二団地	鳥取市北園一丁目

二 一に伴い、次のとおり県営住宅の名称を変更することとした。

名 称	位 置
現 行	鳥取市北園二丁目
改 正 後	
北園団地	北園第一団地

三 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

一 介護福祉士等修学資金の返還に係る債務の免除

1 次に掲げる条件に適合する場合には、債務の全部を免除することとした。

(一) 介護福祉士の養成施設等を卒業後一年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内等において介護福祉士の業務等に従事し、引き続きその業務に従事した期間の合計が七年となったとき。

(二) 社会福祉士の養成施設等を卒業後一年以内に社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内等において社会福祉士の業務等に従事し、引き続きその業務に従事した期間の合計が七年となったとき。

(三) 県内等において介護等の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。

2 次に掲げる条件に適合する場合には、債務の全務又は一部を免除することとした。

(一) 1の(一)又は(二)以外の場合において、県内等で介護等の業務に従事し、その業務に従事した期間の合計が介護福祉士等修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上であるとき。

(二) 1の(三)以外の場合において、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護等の業務に従事することができなくなったとき。

二 看護職員修学資金の返還に係る債務の免除の条件の改正

1 看護職員養成施設を卒業後一年以内に免許を取得し、引き続き一定期間看護職員の業務に従事したことにより債務の全部を免除する場合

(一) 一の県内の一定規模以上の病院において当該業務に従事したとき。

免除に必要な業務従事期間を七年間(現行五年間)とすることとした。

(二) 複数の施設において三年間当該業務に従事したとき。

免除に必要な業務従事期間に算入する県内の一定規模以上の病院における業務従事期間は、その八十四分の三十六(現行六十分の三十六)に相当する期間に限ることとした。

2 1以外の場合において、貸付期間に相当する期間以上看護職員の業務に従事したことにより債務の全部又は一部を免除するとき。

免除に必要な業務従事期間に算入する県内の一定規模以上の病院における業務従事期間は、その八十四分の三十六(現行六十分の三十六)に相当する期間に限ることとした。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条ノ二を削る。

第十八条ノ三第三項中「ノ条例ノ改正」を「第二十五条ノ二ノ第二項ノ規定」に改める。

第二十三条ノ二を次のように改める。

第二十三条ノ二 退職年金ニ付テハ恩給法第五十八条ノ四ノ規定ノ例ニ依リ其ノ年額ノ一部ヲ停止ス

第二十五条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ二ノ二 退職年金及遺族年金ノ年額ニ付テハ本条例ニ定ムル所ニ依ル外恩給法ニ規定スル普通恩給及扶助料ノ年額ノ改定ノ例ニ依リ之ヲ改定ス

通算退職年金及通算遺族年金ノ年額ニ付テハ本条例ニ定ムル所ニ依ル外地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)第一条ノ規定ニ依ル改正前ノ地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)ニ規定スル通算退職年金及通算遺族年金ノ年額ノ改定ノ例ニ依リ之ヲ改定ス

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

(遺族年金の年額に係る加算の特例)

5 遺族年金の年額については、恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)附則第十四条第一項及び第二項の規定の例による加算を行う。

附則第六項を削り、附則第七項中「前二項の規定は、年金条例」を「前項の規定は、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「年金条例」という。)」に改め、「恩給法」の下に「(大正十二年法

律第四十八号)を加え、同項を附則第六項とする。

附則第八項中「及び第六項」を削り、同項を附則第七項とする。

附則第九項中「又は第六項」を削り、同項を附則第八項とする。

附則第十項中「年金条例第二十四条ノ六において準用する恩給法第七十五条第一項第一号に規定する遺族年金を受ける妻で、附則第五項各号の一に該当するものが、廃止前ノ通算年金通則法を「附則第五項の規定により法律第五十一号附則第十四条第一項の規定の例による加算を受けることとなる者が、旧通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。以下「法律第五十一号」という。)」を「法律第五十一号」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十一項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第六項の規定による遺族年金の年額に係る」を「附則第五項の規定による法律第五十一号附則第十四条第二項の規定の例による」に改め、同項を附則第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 附則第五項の規定による加算額については、法律第五十一号附則第十四条第一項又は第二項の規定による加算額の改定の例によりこれを改定する。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第三条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(長期在職者等の恩給年額についての特例)

第二条 退職年金及び遺族年金の年額については、恩給法等の一部を改

正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号。以下「法律第百二十一号」という。)附則第八条(第三項を除く。)の規定の例によるものとする。

2 前項の規定は、前条第二項に規定する者については適用しない。

第三条中「同条第二項」を「同項の規定によりその例によることとされる法律第百二十一号附則第八条第二項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の規定、第二条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の規定、第三条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の規定及び次項の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例(昭和四十九年十月鳥取県条例第三十二号)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例の一部改正)

3 恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「鳥取県条例第二十九号」の下に「。以下「条例第二十九号」という。」を加え、「同項の表」を「その例によることとされる恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)附則第八条第一項の表」に、「同項の規定」を「条例第二十九号第二条第一項の規定」に改める。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「第三十六条の二第三項」の下に「（同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則第二十四条第六項中「平成五年四月一日から平成六年九月三十日までの間」を「次の各号に掲げる期間内」に、「百分の一を」を「当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 平成五年四月一日から平成六年九月三十日まで 百分の一
 - 二 平成六年十月一日から平成七年二月二十八日まで 百分の〇・一
- 附則第二十五条に次の一項を加える。

2 平成五年十二月一日から平成十年三月三十一日までの間に第三百三十六條第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第三百三十七條第一項各号の軽油の

消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第三百三十六條第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第四百十條の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第三百三十六條及び第三百三十七條に規定する場合のほか、次の各号に規定する場合には、当該各号に掲げる引渡し等に対し、当該引渡し等を新条例第三百三十六條第一項の引取りと、当該各号に定める者を同項の引取りを行う者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量（第三号の場合において、当該軽油が同条第四項の製造された軽油であつて当該軽油を所有する石油製品販売業者（同項に規定する石油製品販売業者をいう。以下この条において同じ。）により製造されたものであるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控除した数量とし、第四号の場合には、当該免税証に記載された軽油の数量とする。）を課税標準として、当該各号に定める者に軽油引取税を課する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百十條及び附則第二十五条第二項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、七千八百円とする。

一 平成五年十二月一日前において特約業者又は元売業者以外の者（以下この項において「販売業者等」という。）が特約業者又は元売業者

から新条例附則第二十五条第一項に規定する税率（以下この項及び次項において「旧税率」という。）によって軽油引取税を課された、又は課されるべきであった軽油の譲渡を受け、同日以後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所（第三号において「貯蔵場等」という。）から当該軽油の引渡しを受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は移出 当該販売業者等

二 平成五年十二月一日前において特約業者又は元売業者が旧税率によって軽油引取税を課された、又は課されるべきであった軽油の譲渡を受け、同日以降において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合における当該軽油の譲渡 当該特約業者又は元売業者

三 平成五年十二月一日において、石油製品販売業者が、自己又は自己以外の販売業者等の管理する貯蔵場等において軽油を所有し、又は特約業者、元売業者若しくは石油製品販売業者以外の者から軽油の保管を委託されている場合における当該軽油の所有又は保管 当該石油製品販売業者

四 平成五年十二月一日前において免税軽油の使用者から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した石油製品販売業者又は特約業者若しくは元売業者で当該免税証に係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の十五第四項に規定する免税取扱特別徴収義務者以外のものが同日に当該免税証を所持している場合における当該所持当該石油製品販売業者又は特約業者若しくは元売業者で当該免税証に係る同項に規定する免税取扱特別徴収義務者以外のもの

2 平成五年十二月一日以降に新条例第百三十六条第三項の燃料炭化水素油の販売又は同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売が行われ

た場合において、当該軽油又は燃料炭化水素油に旧税率によって軽油引取税が課された、又は課されるべきであった軽油（前項第一号から第三号までの規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油を除く。）が含まれているときに課する軽油引取税については、同条第三項及び第四項中「炭化水素油の数量」とあるのは、「炭化水素油の数量（附則第二十五条第一項に規定する税率によつて軽油引取税が課された、又は課されるべきであった軽油にあつては、当該軽油に相当する部分の数量に〇・七五八を乗じて得た数量）」とする。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、同一の石油製品販売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量と同項第四号の免税証に記載された軽油の数量とを合計した数量が一キロリットル未満である場合には、適用しない。

4 第一項第一号から第三号までの規定により軽油引取税を課する場合には、新条例第百三十八条第二号の規定は、適用しない。

5 第一項第二号から第四号までの場合における軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は石油製品販売業者は、平成五年十二月一日（同項第二号の場合には、特約業者又は元売業者が同号の譲渡をした日）から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額、事務所等の所在地、氏名又は名称その他知事が定める事項を記載した申告書を知事に提出し、かつ、その申告した税額を納付しなければならない。この場合には、この項の規定によつて納付すべき軽油引取税は新条例第百四十五条の規定によつて納付すべき軽油引取税と、この項の規定による申告書は同条の規定による申告書と、この項の納期限は同条の納期限とみな

して、新条例第四百十一条から第五百十三条の二までの規定を適用する。

6 新条例第四百九条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第十四条第六項の規定によって軽油引取税の徴収猶予を申請する場合について準用する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

北園団地

鳥取市北園二丁目

を

北園第一団地
北園第二団地

鳥取市北園二丁目
鳥取市北園一丁目

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成五年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表福祉生奨学金の項の前に次のように加える。

資 学 修 等 士 社 福 護 介

県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定に基づき文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校又は厚生大臣の指定した養成施設をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

一 介護福祉士の養成施設等を卒業した日から一年（社会福祉士の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務に従事し、引き続きその業務に従事した期間（個人の家庭等において就業する職種の業務に従事した期間にあつては、その業務に従事した日数が全体の二千五百五十五分の千二百六十以上ある期間に限る。）の合計が七年となつたとき。

二 社会福祉士の養成施設等を卒業した日から一年（介護福祉士の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内等において社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務に従事し、引き続きその業務に従事した期間の合計が七年となつたとき。

三 県内等において介護福祉士の業務、社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれらに準ずる業務（以下「介護等の業務」という。）に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなつたとき。

四 第一号又は第二号に該当する場合を除き、県内等において介護等の業務に従事し、その業務に従事した期間（介護福祉士の業務に従事した期間のうち個人の家庭等において就業する職種の業務に従事した期間にあつては、その業務に従事した日数が全体の二千五百五十五分の千二百六十以上ある期間に限る。）の合計が介護福祉士等修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上であるとき。

債務の全部

債務の全部又は一部

金

五 第三号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護等の業務に従事することができなくなつたとき（保証人が貸付金を償還することができる）と認められる場合を除く。）。

本則の表看護職員修学資金の項免除の条件の欄第一号中「五年間」を「七年間」に改め、同欄第二号及び第四号中「六十分の三十六」を「八十四分の三十六」に改め、同表職業訓練受講奨励資金の項中「の子弟で、公共職業訓練施設」を「又はその子弟で、公共職業能力開発施設」に改め、同表に次の備考を加える。

備考 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第一号及び第二号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第一号及び第二号、理学療法士及び作業療法士修学資金の項免除の条件の欄第一号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第一号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等又は看護職員養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に看護職員修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該資金の返還に係る債務の免除については、この条例による改正後

の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三千元（送料を含む。）】